



医療生協さいたま生活協同組合

居宅介護支援契約書

_____様(以下、利用者という)と医療生協さいたま生活協同組合(以下、事業者という)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は_____年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代をおこなった場合は、利用者にもその氏名を通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスなどについて、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料などについて利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標にそってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者などとの

連絡調整を行います。

- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化などに応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援などの必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設などへの入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービスの提供の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービスの提供の記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知をすることによりいつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業所や事業所の介護支援専門員に対して故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業者または介護支援専門員等に対して行い、事業所の申し入れにも関わらず改善がなく、適切なサービスを提供することが困難であると認められる時には文章による通知により直ちに契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）、要支援1または、要支援2と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者・介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4 事業者は、利用者およびその家族の個人情報について以下のように取り扱いをします。
 - ①利用目的
 - (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス担当者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - (2) 上記(1)のほか、介護支援専門員が介護サービス事業所等との連絡調整のために必要な場合
 - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化およびけが等で医療機関を受診した際、医師・看護師等に説明する場合
 - ②個人情報を提供する事業所
 - (1) 居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
 - (2) 医療機関
 - (3) その他の関係機関
 - ③利用する期間
事業所が居宅介護支援を提供している期間
 - ④利用する条件
 - (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で利用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
 - (2) 個人情報を利用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
 - ⑤医療生協さいたまの個人情報保護方針（別紙）

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（緊急時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに利用者の家族および医療機関等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ管理者に報告します。

第16条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

- 1 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族 市町村等の担当部署等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- 2 利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。

第17条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

第19条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第20条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第21条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、本契約書 第13条（利用者に対して個人情報の利用目的・取り扱いについて）説明しました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名押印の上、1通ずつ保持するものとします。

年 月 日

事業者 <所在地> 埼玉県川口市木曾呂1317
<名称> 医療生協さいたま生活協同組合
代表理事 増田 剛

説明者 _____

- ・私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスについて説明を受け、その内容に同意します。
- ・私およびその家族は、居宅介護支援の提供開始にあたり、個人情報の利用目的・取り扱いについて説明を受け、その内容を承諾します。

利用者 <住所>

<氏名>

代筆者 <住所>

<氏名>

利用者との続柄 ()

家族代表 <住所>

<氏名>

利用者との続柄 ()

医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター 居宅介護支援重要事項説明書

【2025年7月11日現在】

医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター（以下、事業所という）は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡・調整その他の便宜を図ります。

■サービス提供に関する相談窓口

担当：管理者 坂 義信

電話：049-267-1104

受付時間：午前8時30分～午後5時30分

月曜日～金曜日（祝日も営業）

ただし、12月30日～1月3日を除く

■運営方針

本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境などを的確に把握し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防を念頭におき、適切な保健・医療・福祉サービスが、利用者の選択に基づいて、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、公正中立の立場で利用者支援することを目的として行います。

また、サービスの提供にあたっては、医療生協さいたま生活協同組合の基本理念「私たちのこころ・行動指針」に示している通り、利用者の意思および人格を尊重した支援に努めます。事業の運営にあたっては、市町村および地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者などとの連携に努めます。

■事業者の概要

◆名称：医療生協さいたま生活協同組合

◆住所：埼玉県川口市木曾呂1317

◆代表者：代表理事 増田 剛

◆電話：048-294-6111

◆FAX：048-294-1490

◆事業所数

病院〔5〕 診療所〔8〕 歯科診療所〔4〕 訪問リハビリテーション〔5〕

訪問看護ステーション〔14〕 通所リハビリテーション〔12〕

居宅介護支援〔17〕 訪問介護ステーション〔16〕

定期巡回随時対応型訪問介護看護〔12〕 夜間対応型訪問介護〔4〕

看護小規模多機能型居宅介護〔4〕 小規模多機能型居宅介護〔7〕

認知症対応型共同生活介護〔5〕 介護老人保健施設〔2〕

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕

地域包括支援センター〔4〕 在宅介護支援センター〔2〕

<2025年7月現在>

■事業所の概要

- ◆事業所名：医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター
- ◆所在地：埼玉県 ふじみ野市 上福岡 3-3-7
- ◆介護保険事業所番号：1172400481
- ◆指定年月日：2001年7月1日
- ◆職員体制：管理者 1人（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員 7人（内、1名は管理者兼務）
事務職員 1人
- ◆サービス提供地域：ふじみ野市、富士見市、川越市、三芳町
※当該地域以外にお住まいの方はご相談ください。
- ◆営業時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
祝日も営業します。
- ◆休業日：土曜日、日曜日、12月30日～1月3日
- ◆連絡体制：電話等により24時間連絡対応可能な体制をとっています。
- ◆緊急携帯：080-5060-0188
※体調に関する相談は訪問看護・医療機関にご連絡下さい。

■要介護認定からの流れ・サービス内容・サービス終了について

- 1 本人・家族または居宅介護支援事業者が、市町村の窓口にて要介護認定申請書を提出します。
- 2 保険者による訪問調査および主治医による「意見書」の作成が行われます。
- 3 要介護認定審査会による要介護認定審査（判定）が行われ、その結果が通知されます。
- 4 「要介護」の認定を受けた方が、居宅において介護保険による介護サービスを利用するには、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。居宅介護支援事業者による説明を受け、居宅介護支援の契約を行います。
- 5 介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の居宅に訪問し、利用者および家族と面談して情報の収集を行うとともに、生活の意向をうかがいます。
- 6 介護支援専門員は、情報の分析を行い、課題を解決するための介護サービス事業者のサービス内容・利用料などの情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求め居宅サービス計画を作成します。
- 7 介護支援専門員は作成した居宅サービス計画に基づいて介護サービスが利用者に対し適切に提供されるよう介護サービス業者等と連絡・調整を行います。
- 8 利用者 家族は、居宅サービス計画に基づき、介護サービス事業者よりサービスの提供を受けます。
- 9 介護支援専門員は、毎月利用者の居宅に訪問し、目的にそったサービスが提供されているか、利用者の状態の変化について再評価するために利用者および家族と面談します。状態の変化になどに応じて居宅サービス計画変更や要介護認定区分変更申請の支援などを行います。
- 10 介護支援専門員は、提供したサービスについて電子媒体または紙媒体で記録を行います。
- 11 内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

12 介護保険施設などへの入所を希望した場合、介護保険施設の紹介その他の支援をします。

◆サービス利用契約の終了

①利用者の都合で契約を終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。解約料等は発生しません。

②事業所の都合でやむを得ず契約を終了する場合

事業所の移転、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③以下の場合には双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所された時
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1または要支援2と認定された時
- ・利用者がお亡くなりになった時

④利用者や家族等が事業所や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

◆禁止行為

*身体的暴力：たたく、ける、物を投げる、など

*精神的暴力：威圧的な態度での言動、根拠のない理不尽な言動やサービスの要求

*セクシャルハラスメント：必要もなく手や腕に触る、卑猥な言動をする、など

*ストーカ行爲：職員の住所や電話番号を聞く、待ち伏せをする、など

禁止行為については、ご本人・ご家族等が対象となります。

◆その他

- ① 介護支援専門員は身分証を携行しています。提示を求められた際には、いつでも身分証を提示します。
- ② 担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。
- ③ 課題分析の方法として、医療生協さいたまアセスメントシート・居宅サービス計画ガイドラインを使用します。
- ④ 市町村の要介護認定の結果に納得できないなどの場合にもご相談ください。
- ⑤ 感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議等において、テレビ電話など情報通信機器等（ICT）を活用する場合があります。

■利用料金

介護保険による基本料金は厚生労働大臣が定めた費用額です。

居宅介護支援の料金は別紙【料金表】のとおりです。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

また、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合、解約料等は発生しません。

■ 居宅介護支援にかかわる事業所の義務について

- 1 入院時における医療機関との連携促進のため、居宅介護支援の提供の開始に当たり、担当

介護支援専門員は利用者等に対して、入院時に担当者の氏名等を入院先医療機関に提出するようお願いしています。

- 2 平時からの医療機関との連携促進のため、
 - ① 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされています。介護支援専門員はこの意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
 - ② 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

3 契約時の説明

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

なお、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合とサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を説明するとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

■職員研修の実施について

- 1 職員の資質向上を図るために、研修の機会を以下のとおり設けています。
採用時研修：採用後3ヶ月以内 継続研修：年1回以上
- 2 事業所の年間教育計画と介護支援専門員の個別育成計画を毎年度立て、教育研修を実施しています。
- 3 認知症対応力の向上とサービスの選択に資する観点から研修の受講状況等と、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

■秘密保持

職員は、サービス提供する上で知り得たご利用者およびご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと、それは雇用関係消失後も同様であることを書面で誓約しています。

- 1 事業者・介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者およびその家族の個人情報について以下のように取り扱いをします。
 - ①利用目的
 - (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス担当者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - (2) 上記(1)のほか、介護支援専門員が介護サービス事業所等との連絡調整のために必要な場合
 - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化およびけが等で医療機関を受

診した際、医師・看護師等に説明する場合

②個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- (2) 医療機関
- (3) その他の関係機関

③利用する期間

事業所が居宅介護支援を提供している期間

④利用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で利用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
 - (2) 個人情報を利用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- ⑤医療生協さいたまの個人情報保護方針（別紙）

■緊急時の対応

サービスの提供期間中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族および医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告します。

■事故発生時の対応

サービスの提供を行っているときに利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

- 1 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族 市町村の担当部署等に報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
- 3 発生した事故については、その詳細を記録し、原因を解明し再発防止対策を講じます。

■虐待の防止のための措置

人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待発生又はその再発を防止するため以下について取り組みます。

- 1 成年後見制度の利用支援
- 2 職員に対し職務に携わる専門的な資質の向上を図り、虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。
- 3 虐待を発見した場合は、通報義務に従い速やかに担当の地域包括支援センターや市町村に通報し、必要な措置を講じます。

■相談・要望・苦情などの窓口

- ◆サービスに関する相談・要望・苦情などは下記にお申し出ください。

担当：管理者 坂 義信

電話：049-267-1104

受付時間：午前8時30分～午後5時30分

月曜日～金曜日 ただし、12月30日～1月3日を除く

- ◆市町村等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

ふじみ野市介護保険課 049-261-2611

川越市介護保険課 049-224-8811

富士見市役所高齢福祉課 049-251-2711

三芳町役場健康増進課 049-258-0019

埼玉県運営適正化委員会 048-822-1243（相談専用）

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568（苦情相談専用）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター

居宅介護支援料金表

【2025年7月1日 現在】

1. 要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の料金は下記の通りです。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援費（Ⅰ i）

要介護1・2 [11,620円] 要介護3・4・5 [15,097円]

居宅介護支援費（Ⅱ i）

要介護1・2 [11,620円] 要介護3・4・5 [15,097円]

【減算】

運営基準減算

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（厚生労働大臣が定める基準）は居宅介護支援の100分の50に相当する金額となります。また、運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は料金を算定しません。

特定事業所集中減算

居宅サービス計画に位置づけたサービス事業について正当な理由なく特定のサービス事業所の割合が80%を超えた場合に、居宅介護支援費が1月につき2,000円減算となります。

対象事業：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

【加算】

特定事業所加算（Ⅰ） [5,553円] 特定事業所加算（Ⅱ） [4,504円]

特定事業所加算（Ⅲ） [3,456円] 特定事業所加算（A） [1,219円]

初回加算 [3,210円]

退院・退所加算 [4,815円～9,630円]

入院時情報連携加算Ⅰ [2,675円] 入院時情報連携加算Ⅱ [2,140円]

緊急時等居宅カンファレンス加算 [2,140円]

通院時情報連携加算 [535円]

ターミナルケアマネジメント加算 [4,280円]

特定事業所医療介護連携加算 [1,337円]

※地域区分別の1単位の単価は、ふじみ野市は1単位=10.70円です。

2. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん上記の介護保険法に定める居宅介護支援費の全額を当事業所にお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出すると払い戻しを受けることができます。
3. 交通費は無料です。
4. 看取り期において、介護支援専門員が利用者の退院時等に必要なケアマネジメント業務

や給付管理のための準備を行ったもののサービス利用に至らなかった場合に、居宅介護支援の基本報酬を算定させていただきます。

サービス	計画作成割合	事業所名	事業所名	事業所名
訪問介護	28%	ヘルパーステーションふじみ野(52%)	かめくぼケアステーション(14%)	学研ココファンふじみ野南ヘルパースセンター(8%)
通所介護	30%	上野台ナーシングホーム デイサービス(16%)	レッツ倶楽部(11%)	The DS(9%)
福祉用具貸与	66%	スーリーウィン(16%)	エフビー介護サービス川越(11%)	フランスベッド株式会社 メディカル川越(9%)
地域密着型 通所介護	10%	a r u k u + (34%)	デイサービスなごみ(15%)	きらめきデイサービスふじみ野(12%)

5. 居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面および契約書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 <所在地> 埼玉県ふじみ野市上福岡3-3-7

<名称> 医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター

説明者 _____

私は、本書面および契約書により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を承諾します。

年 月 日

利用者 <氏名>

<住所>

代筆者 <氏名>

<住所>

利用者との続柄 ()